＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ５ 年　　第4回臨時会

上富良野町議会会議録

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 ３ ０ 日

上 富 良 野 町 議 会

目　　次

第１号（５月３０日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○遅　参　議　員　……　1
○早　退　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開　会　宣　告　……　2
○開　議　宣　告　……　2
○議会運営等諸般の報告　……　2
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　2
○日程第　２　会期決定の件　……　2
○日程第　３　平成25年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)……　2
○閉　会　宣　告　……　7

平成２５年第４回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
1	平成 25 年度上富良野町一般会計補正予算(第 3 号)	5 月 30 日	原案可決

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名の件

第　２　会期決定の件　５月３０日　１日間

第　３　議案第１号　平成25年度上富良野町一般会計補正予算(第３号)

○出席議員（１３名）

１番	佐川典子君	２番	小野　忠君
４番	米沢義英君	５番	金子益三君
６番	徳武良弘君	７番	中村有秀君
８番	谷　忠君	９番	岩崎治男君
１０番	中澤良隆君	１１番	今村辰義君
１２番	岡本康裕君	１３番	長谷川徳行君
１４番	西村昭教君		

○欠席議員（1名）　３番　村上和子君

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	服部久和君	会計管理者	菊池哲雄君
総務課長	田中利幸君	建設水道課長	北向一博君
教育振興課長	野﨑孝信君		

○議会事務局出席職員

局長	藤田敏明君	次長	佐藤雅喜君
主事	新井沙季君		

午前９時００分　開会
（出席議員　１３名）

◎開会宣告

○議長（西村昭教君）　御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は１３名でございます。これより平成２５年第４回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長（西村昭教君）　直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君）　御報告申し上げます。

今臨時会は５月２７日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案１件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

４番　米　沢　義　英　君
５番　金　子　益　三　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（西村昭教君）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決しました。

◎日程第３　議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第３　議案第１号平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただ今上程いただきました議案第１号平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）の提案要旨について御説明申し上げます。

本件は、これまで全国的な公共投資の減少等に伴い公共建設事業においてはダンピング受注の激化や下請けへのしわ寄せなどによって、特に建設現場における技能労働者の賃金が低下し、構造的な労働者不足が顕在化している現状にあります。その結果、東日本大震災の復興事業や平成２４年度の国の大型補正の公共建設事業においても全国各地において入札不調となるケースが増加している現状にありますことから、国においては平成２５年４月１日から、建設工事・設計労務単価を平均で約１５％増額改定する内容の通知を受けたところであります。このようなことから本町においても、既決予算の公共建設事業の影響額等について試算し、その不足額分として３３５万４千円の増額補正をお願いするものであります。

なお、財源手当てにつきましては、予備費から必要額を充用することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下議案の説明につきましては議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますのでご了承願います。

議案第１号平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）。

平成２５年度上富良野町の一般会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳出。

８款土木費、１０６万５千円。

９款教育費、２２８万９千円。

１２款予備費、３３５万４千円の減。

歳出合計は０円となります。

以上、議案第１号平成２５年度上富良野町一般会計補正予算（第３号）の説明といたします。ご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

４番、米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　議長４番。今回の公共事業の労務単価の特例実施ということで、賃金の引き上げと社会保険の加入等の促進を図るという目的で、導入されました。これは多くの団体からも喜ばれているという状況になっております。まず１点目にお伺いしたいのは、調べているのかわかりませんが、上富良野町における労務単価の実質的なですね、賃金は、支払われている、どういうふうになっているのか、そういう市場調査も町は当然今後すべきですし、すでに把握されているのであれば、どのようになっているのかお伺いしておきたいと思います。

もう一つお伺いしたいのは、道においてもこれは速やかに履行しなさいという形の文書も各自治体に通達されているというふうに聞いております。そこで１５％、１６％上がったけれども、それが実質事業者あるいは下請け労働者に払われないということでは困るわけです。その単価の反映が実質身になるものでなければならないというのが今回の措置でありますから、そういう意味ではどういうように今後事業者等に、また下請けや労働者等に周知されるのか、この点お伺いしておきたいと思います。

もう一つお伺いしたいのは、今後仮にですねこういうものが実施された後、こういう実態が反映されていないということがわかった場合。これは建設業法においては「勧告などの措置もありうる。」というような文面も書かれているかというふうに思いますが、その解釈等はどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

さらに、建設工事一般ではなくて道路の維持管理・除雪あるいは保守点検などのメンテナンスも含めた業務においても同様の特例措置が適用になるということの通達も出されております。そういう意味では行政の役割は非常に重要になってきているかと思います。上富良野町におけるこの維持管理部門、メンテナンスも含めてですが、どういうものが該当になることが予想されるのか、この点もわかる範囲で答弁お願いしておきたいというふうに思います。この中身は何回もしつこく言いますが、この間のいわゆる低賃金、２００万に満たないそういう労働者の実態も建設現場の実態も含めて改善が速やかになされなければならないということの趣旨でありますから、非常にこれは重く受け止めなければならないものだというふうに思いますので、こういう趣旨に基づいた行政側の管理監督というのも大切だと思いますので改めて以上の点についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　４番米沢議員の御質問４点のうち、先の３点について私のほうからお答えいたします。

建設に関する労務の町内現状については調査を行っておりません。なお、支払いの水準・レベルについても掌握してございません。

２点目の北海道からの通知に対応する即時の措置ということで、これは北海道とも情報をちょっといただきまして、どのような対応をするかということで、上富良野町ならびに中富良野町・富良野市の状況なども、近隣の状況を聞きまして、４月１日に遡及した労務単価を使って再計算するということです。積算した結果が、直接支払いに実現するのかということについては、どのような調査手法をとるかによりますけれども、今のところ北海道自体でも支払い実態に反映されるかどうかの調査を、今のところは予定していないようです。ただ経済政策でございますので、なんらかの都道府県単位。各市町村でやるということはあまり考えられませんけれども、都道府県単位でなんらかの結果、成果を評価するのではないかということで予測しております。３点目の実際に今回新たな労務単価で積算したものが今回の工事に関わる実労部分で実際に支払いがそれに見合ったものになるかという御質問ですけれども、これにつきましても通常の商い行為の中で町が基準とする積算をする。基準とする工事の価格を積算する根拠として、この単価を用いてございます。これを基準として各入札行為もしくは見積もりに際しまして、それぞれの企業の持っているノウハウそれから人員とか機械力、それらに見合った価格を適切に価格として入札いただいているものと思っております。その結果この労務単価が直接賃金部分に反映するのか、それとも機械力に置き換われて工事の価格として積算されるのかについては、私どもなかなか掌握しきれないという実態にありますので御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（西村昭教君）　総務課長答弁。

○総務課長（田中利幸君）　４番米沢議員の４点目のいわゆる工事費以外の適用の部分につきましての質問にお答させていただきます。町においては様々な委託業務を含めまして事業がございます。例を挙げますと例えば清掃や警備。あるいはバスの運行さらには指定管理者に関するもの。もっと細かく言いますと例えば自動ドアの保守点検あるいは煤煙の測定等々。いわゆる労務を提供するものを中心に様々な委託業務がありますが、町として予定価格を設置するにあたってですね、いわゆる建設工事の労務単価を準用した形でこれらを予定価格として積算している内容のものも相当数ございます。これらが全て適用になるのかという御質問かと思いますが、これにつきましてはいわゆる国から言っているのは様々な委託業務等についても反映するようにという１項目がありましたが、それらの取り扱いについてはですね未だそういう具体の通知がない状況であります。また北海道においてもですね、北海道も様々なそういう今申し上げましたような業務を持ってございますので、もう少し北海道等の対応がどのようになるのかですね、それらも注視しながら適正に対処したいというふうに考えています。以上です。

○議長（西村昭教君）　４番、米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　当然適正な賃金体系かどうかわからないということの話でありますが、実質事業者に判断をゆだねる部分が多いのかなというふうに思います。しかし今回の趣旨からいけば、そうではなくて、やっぱり適正にそういった賃金が労働者に払われるという前提の基でこういった単価が積算され社保の加入等も進むべきであるという前提でありますから、必要に応じて道いかんにかかわらず、自治体においてもその部分の実態も含めた調査をですね実施すべきだと思いますが、この点について答弁をお願いします。

それと同時に維持管理部分においても詳細には指示文書が出てないということでありますけれども、実質こういった文書が、通達が出るということであれば、その旨の履行が行われるかどうか自治体が進めなければならない部分だと思いますが、今後担当課長、総務課長においては詳細なものが出れば判断基準だというんですかね、それに基づいて進めるということでありますから、当然その点については速やかにですね、すると同時に上富良野町においても、どういう維持管理あるいはメンテナンスにおいて適用されるのであればどういった影響額が出るのかということも含めて事前にきちっとおさえられているとは思いますが、今後生かすためにもそういった実態含めた調査等行うべきだと思いますが、この点もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　４番米沢議員の適正な支払いが担保されているかというような調査を行ったらどうだかという御質問ですけれども、先ほども御説明申し上げましたけれども、企業の活動の中でいろんな積算根拠をもって積算しておりますけれども、例えば今技術革新の時代でありまして、労務費として積算した部分が実際は機械力に置き換えられて、作業員を持たないで作業するというような場合。それからいろんな作業の工程とかの中でそういう労務を割愛できる工法とか特殊工法の技術を持っている会社なんかもございます。その辺があくまでも労務単価並びに工事の積算価格の単価につきましては基準となるものだということでおさえてございます。それが実際に支払われているか、それから、水準に見合ったものであるかということについては広い意味の統計的な処理で、多くの数の中で平準化されないと適切な数字が出ないというものかと思っております。それで各都道府県単位で調査を行って、その成果が全国のレベル調整を行って単価を割り出しているという仕組みになっていると掌握してございます。このようなことから町単独で個別の支払い状況を調査することが実際に水準に見合っているのかどうかという思念に直接つながらない可能性がございますので、町として単独で実施する予定はございません。以上です。

○議長（西村昭教君）　総務課長答弁。

○総務課長（田中利幸君）　４番米沢議員の後半の部分の質問でありますいわゆる維持管理業務等の部分についての御質問にお答えを申し上げます。

建設工事においてはですね、例えば鉄筋工だとかとび工だとか型枠工だとかいわゆる外部の労働力を使うという前提の基にですね、今回改定をしなおかつ４月１日以降の予定価格について反映しなさいというものであります。また一方委託業務。ものによりますが多くはですね、外部からいわゆる労働力を頼んでくるというケースよりもですね自社の社員のそういう労働力を中心にやる業務がほとんどであります。従いまして自社で行う、自社の社員を使う場合にはですねそこの事業所ごとにいわゆる給与体系がそれぞれその組織ごとに決まっているものでありますので、いわゆる委託事業に関するメンテナンスに関する業種について、今回の約１５％の建設工事の労務単価について、直接上がるのかどうなのかはその事業者次第であるということからすると、町がこれらの賃金体系について実態を

調査するようなことはする予定はございません。以上であります。

○議長（西村昭教君）　４番、米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　いずれにしてもきちっとした体系的な文書が出ましたので、十分行政としても目配りを当然しなければならないというふうに考えています。

最後にもう一点お伺いしたいのは、周知の点ですが、あくまでも申請が上がった段階で、この単価等のアップが云々かんぬんと言うことでありますが、周知はどのようにされるのかですね、この点もはっきりわからない業種の方もいらっしゃると思いますので、あくまでもやはり広くこういった内容が知れ渡るような、そういった周知の方法はどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　米沢議員の周知方法についての御質問にお答えさせていただきます。

国、特に国土交通省が中心となってこの特例を運用するということで各都道府県それから都道府県を通じて市町村に通達が下りてきてございます。この中で同時に国のレベルで各種業界団体、それから北海道においても市町村と同時に各種業界団体に別途通達がなされてございます。それで町としては町内の業者にちょっと聞いたところ、このような内容を知っているかということで聞きますと、別途いろんな方面から情報が流れてきて承知していますということでございます。それで町として特に制度の特例を周知する必要はないと今考えてございます。それから労務単価の見直しにつきましては、すでに契約済みの部分が遡及して適用するという案件になりまして、町で持っているのは今のところ遡及適用は２件ございます。この２件につきましては事前に予算が確定しないうちには町の回答も明確にはできないんですけれども、業界から通達のある事項について適用を求めるかという内々の意向を聞いておりまして、上富良野町で制度運用されるのでしたら特例の遡及適用を求めたいという意味合いの回答を得ておりまして、それを反映した今回の補正ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

７番、中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　同僚議員の発言と若干重複する面もあろうかなと思いますけれども、技能労働者の単価の関係がこういうことで約１５％以上上げるということになりますとこれらがいかに労務単価に跳ね返っているかということで、ある面で業者にゆだねるわということでございます。しかし支払いが適切に行われるか、逆に会社自体だけがあれして労務者に反映してないじゃないかという心配があります。従って今業者の皆さん方も十分知っているということであれば町としてもですね、労務単価に十分反映させるべきだ。

もう一つは社会保険の加入の徹底ということだけどもそれらの徹底がどのようにされているのか。入っている、加入していない労務者もいるのかどうかということもわかりませんけれども。現実も問題としてそれらを徹底してくださいということで、これらの今回の国土交通省の関係の労務単価ということで、やはり十分町としても業者に指導すべきでないかというのが１点目。それから２点目はですね、特に道路維持管理で上富良野町の４業者が共同企業としてやってます。これは今回の中には入ってないような気がするんですけれども、おそらくこの４つの企業体の積算の根拠はですね、道に準じてやっているということで、当然その中に特殊作業・普通作業、それから運転手もですねいろんな機械によってそれらの単価が決まって、それに準じて町も積算をし、契約をしているということでございますので、これらの関係は今後どうなるのかという点でお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　中村議員の２点の御質問にお答えさせていただきます。今回の労務単価の変更が直接支払いに通じるよう指導すべきだということでの御質問でございますけれども、町におきましては従来から建設業法に基づくもの、それから適切な雇用関係を結ぶいろんな指導とか制度がございます。それについてはそのたびごとに、リーフレットの形になりますけれども通知しておりまして、今回に限らずお知らせしているところであります。今回特に大幅なアップになりますけれども、先ほどからも説明している通りこれらが直接支払いに通じるかどうかというのは、計り知れないところがございますけれども、この改定の背景にありますのは、上程の理由にもありました通り、最近いろんな工事並びに委託業務の中で入札不調。発注側で積算した価格と入札した価格が合わなくて契約に及ばないという事例があちこちに散見してございます。こういうことを避けるために発注者側の実勢に合わせた適正な積算価格、予定価格を用いなさいという制度を補完するために、労務単価を見直したものと考えております。この結果おそらく実勢に反映した価格が入ってくると入札不調というのは減ってくるかなということで、結果として遠回りにはなりますけれども労務単価には反映していくものと期

待しているところであります。

次の２点目になりますけれども、道路の維持管理業務これは昨年から全面委託に代わっております。この契約方式が予定業務量を町で用いましてその業務量に業者側が見積もった単価を適用して入札総額、予定総額を入れてもらうという形の入札方式を用いました。結果としては単価契約という形で結んでございまして、今回この単価契約も労務の部分、労務費に関する部分については単価契約、契約変更をいたします。ただこの影響額につきましては業務量で積算しておりますので、最終的な業務量が確定できないということで、予算が不足する時点においてその都度対応したいと、特に冬場の降雪につきましては自然現象でありますので、今回の単価の上昇分をもし雪が少なければ吸収してしまって補正を要しないということもありますので、その時点で対応したいと考えてございます。以上です。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

７番、中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　現実の問題として非常に難しい問題が抱えていると思うんですよね。いうなればいかに労務者に労賃として反映するかどうかということ。そういう点では従来通りの形で、ある時はいってると言っているけれども今回はこういう大幅に国の方針でこうなって我々も今度は臨時議会まで開いてですね、１３件３３５万４千円ということであれば、まずその点を徹底すべきではないかというのが私の考え方でございます。それから２点目の町道の道路維持の関係。現実の問題として例えば去年の４月・５月を見た場合にだいたい６００万、４００万で１，０００万以上が道路維持の関係の機械やなんかを除いた労務単価なんですね。そうするとそれは道の基準に沿ってやってるということになると、当然僕は増えてくると思うんですね。そうすると基準の単価。業者はですね、やはり道の基準に沿って計算したものを町に提出をするということになってきますから、そうすると道の基準単価自体がそれぞれ変わってくるような気がするんですね。ですから現実の問題として道路維持の関係でいけばですね、特殊作業員、普通作業員、軽作業員、運転手、特殊運転手一般、それから交通誘導員等もその中に具体的に入ってくると思います。従ってそれらも含めていくとですね、もう４月の段階からこれらの単価がこうなんですよという形になって行って、最終的には課長の言う予算枠がオーバーすれば、ある面で補正をしなければならんという事状態になってくると思うんですけれども、今業者が４月分、５月分を請求をするということになるとどういう形で、前の基準でやるのか、それとも今の４月以降の道の基準額を、変わっていると思うんですけれども、そういうことでやっていくのか、その点ちょっと明らかにしていただきたい。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　７番中村議員の道路維持管理業務に関する部分の支払いの関係についてお答えいたします。先ほど説明したとおり単価契約に基づいて１か月の業務量を各月ごとに１２回に分けて分割支払いしてございます。この関係で国の指導、北海道の運用等と同様に町でも扱うことということで意思決定をしてございまして、第１回目の請求時に、すなわち上富良野町でいえば４月分の業務請求時に新単価の積算で求めるかどうか意思確認をしなさいということで指導が行われております。この結果４月分の第１回目の支払いに際して新労務単価で積算させていただきたいという意向が示されておりますので、４月１日から遡及して新労務単価で積算してございます。現在ちょっと意思表示が遅れて、町の扱いが北海道それから周辺の扱いの情報収集などで遅れまして、通常でしたら翌月の１０日までに支払い業務の請求を行うという内容になってございますけれども、今回特例として遅らせております。そして新労務単価で積算して請求いただく。その請求いただいたものについて審査して、結果、若干契約上から言えば遅れ気味な支払いになりますけれども、新しい労務単価で支払うという方向で決定してございます。以上です。

○議長（西村昭教君）　７番、中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　町道維持の管理関係で今課長の言うように４月分は５月の１日までに報告をして、履行確認をして支払いのあれをやっていくということで、現実の問題として今回ある面労務単価が変わったということでございますけれども、２５年度の予算の中で道路維持関係で監督業務で２５０万ぐらい予算付けましたので、僕はできるだけ速やかにやってですね、労務賃金等も含めて支払いができるような、昨年の例を見ると４月５月が１０月に支払ったというケースが出てきてますんでね、そういう点で業者さんを困らせないような形を含めてですね、履行していただきたいと。以上でございます。

（「先ほどの総務課長の言っていることと違う。維持管理は今後どうなるかわからないといっていたが、もう決まっている。」と言うものあり。）

○議長（西村昭教君）　建設水道課長答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　米沢議員からの先ほど

との相違についてお答えいたします。維持管理部分につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたのは、北海道の建設単価を直接用いない部分についての御説明でございます。北海道の方から特例として扱うのは道路の維持管理など北海道の建設単価を直接用いている業務について反映するようにということでございまして、町であらい出したところ道路の維持管理業務が直接単価を用いて積算していると。そのほかのものにつきましては各市町村ごとに持っている賃金表というのは各市町村で持っております。そちらの独自基準で積算しているものについては、今のところ適用しなさいという指示がございませんので、私どもが所管している道路の維持管理部分だけが委託業務として適用する。それから委託業務の中では当然に設計業務、それから調査業務、これも北海道の建設単価を使ってございますので、そちらにも適用してございます。以上です。

○議長（西村昭教君）　他に御質問ございませんか。

１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　ちょっとわからんところができたので、お聞きいたします。４月１５日施工ということで、１日からもう入っている委託業務等ありますよね。これは２４年度の後半に契約していると思うのですけれども。もし申請がなかったらどうするかという話なんですけれども、特に複数年契約しているものの申請がなくとも、来年度、再来年度も契約通りの予算・賃金で行ってしまうのか。あるいは、申請しなければこちらからアドバイスなどしてですね、申請するように手向けていくのか。これもですね、一番最初お聞きした時はですね、国からそれぞれの業者に通達が行くと、傍観者的に町はいて、申請はそれで上がってくるというお話を聞いて、先般の委員会でですね、町からもＰＲするよというお話を聞いていたんですけれども、そこを含めてですねお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　総務課長答弁。

○総務課長（田中利幸君）　１１番今村議員の御質問にお答えを申し上げます。先ほど御答弁させていただきました、町の様々な業務。委託業務等についてはですね、先ほど申し上げた通りですが、特に長期の契約。５年の長期継続契約が中心ですが、これらについてはしっかり業者にですね、通知をしたいなというふうに考えています。ただもれなく１５％相当、労務に関する部分をもれなく上げますよという、契約変更しますよということではなくて、いわゆる建設工事以外の部分につきましては、ある程度事業者の単価がしっかり反映されるのかどうなのかという点についてもですね、ぜひチェックをしていきたいなというふうに考えています。以上です。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。再質問よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君）　以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成２５年第４回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前　９時４３分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成２５年　５月３０日

上富良野町議会議長　　西　村　昭　教

署　名　議　員　　米　沢　義　英

署　名　議　員　　金　子　益　三